

成年年齢の引き下げに伴う戸籍・国籍関係手続き及び旅券申請手続きについて

2022年3月24日
在フランクフルト日本国総領事館

令和4(2022)年4月1日より、民法改正により成年年齢は18歳となります。

これに伴い、一部の戸籍・国籍関係手続きが変更となるほか、旅券(パスポート)についても18歳以上の方は有効期限10年の旅券申請が可能となります。

詳細につきましては、以下をご確認ください。

1 民法改正に伴い、令和4(2022)年4月1日より変更となる主な戸籍・国籍関係手続きは以下のとおりです。

- (1) 親権に服することがなくなる年齢を20歳から18歳に引き下げ(民法第4条、第818条第1項)
- (2) 女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げ(民法第731条)
- (3) 養子縁組の養親の年齢は「成年に達した者」から「20歳に達した者」に変更(民法第792号)
- (4) 分籍をすることができる年齢を20歳から18歳に引き下げ(戸籍法第21条第1項)
- (5) 帰化の要件を20歳以上から18歳以上に引き下げ(国籍法第5条第1項第2号)

なお、婚姻年齢等に関して、経過措置が設けられています。詳しくは、民法(成年年齢関係)改正 Q&A(法務省ホームページ)をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html

2 令和4(2022)年4月1日以降、以下の国籍関係届出において届出期限が変更されます。

- (1) 認知された子が国籍を取得することができる年齢(国籍法第3条第1項)
現行: 20歳未満
改正後: 18歳未満
- (2) 国籍の再取得をすることができる年齢(国籍法第17条第1項)
現行: 20歳未満
改正後: 18歳未満
- (3) 国籍の選択をすべき期限(国籍法第14条第1項)
現行: 重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときは、その時から2年以内
改正後: 重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍と

なった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内

なお、これらの届出期限の変更に関して、経過措置が設けられています。詳しくは、国籍 Q & A(法務省ホームページ)をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a18>

3 また、令和4(2022)年4月1日以降、旅券発給申請手続きについても以下のとおり変更されます。

(1)有効期間が10年の旅券(パスポート)を取得できる年齢

現 行:20歳以上

改正後:18歳以上

(2)旅券等の発給申請の際、親権者の同意が不要となる年齢

現 行:20歳以上

改正後:18歳以上

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page25_001497.html

【参考】

○民法改正(成年年齢の引き下げ)(法務省ホームページ)

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

○民法(成年年齢関係)改正 Q & A(法務省ホームページ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html

○18歳から大人に！成年年齢引下げで変わる事、変わらない事。(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

○戸籍・国籍関係届の届出について(外務省ホームページ)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

○成年年齢の引下げに伴う旅券法の一部改正について(外務省ホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page25_001497.html

○パスポート(旅券)Passport A to Z(外務省ホームページ)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>